

償却資産の申告は1月31日までに

会社や工場、商店、農業などの事業のために使用している構築物、機械、備品などが償却資産です。

償却資産を所有されている人は、毎年1月1日現在における当該償却資産について、その所在・種類・数量・取得時期・取得価額・耐用年数などの償却資産課税台帳の登録および価格の決定に必要な事項を1月31日までに申告しなければなりません。

なお次の①～④は、課税対象になりません。

- ①耐用年数1年未満の資産
 - ②取得価格が10万円未満の資産で法人税法等の規定により一時に損金算入されるもの(少額償却資産)
 - ③取得価格が20万円未満の資産で法人税法等の規定により3年以内に一括して均等償却するもの(一括償却資産)
 - ④自動車税および軽自動車税の対象となる車両
- ◆問い合わせ 資産税課

■資産の種類

構築物	構築物	門、塀、舗装路面、煙突、ネオン、庭園、その他土地に定着する土木設備など
	建物附属設備	受・変電設備、建物から独立した設備など(家屋に含めて評価されるものは除く)
機械および装置	建物の所有者と異なるものが施工した造作など	
	工作機械、印刷機械、土木建設機械、食品製造加工設備、その他各種製造設備等の機械・装置など	
船舶	貨物船、油槽船、客船、ボート、はしけ、漁船など	
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど	
車両および運搬具	大型特殊自動車、動力運搬車、貨車など	
工具、器具および備品	パソコン、陳列ケース、看板、測定工具、事務机・椅子、ロッカー、冷蔵庫、自動販売機など	

■業種別の主な課税対象償却資産の例

各業種共通のもの	駐車場設備、舗装路面、受・変電設備、庭園、門、塀、外溝、外灯、ネオンサイン、看板、広告塔、中央監視設備、簡易間仕切り、応接セット、ロッカー、パソコン、コピー機、金庫、エアコンなど
農業	ビニールハウス、果樹棚、耕運機、田植機、脱穀機、乾燥機、コンペヤー、コンバイン、草刈機など
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、レジスター、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫など
飲食店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房(ちゅうぼう)設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、製氷機、衛生設備など
理容業・美容業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、レジスター、テレビ、接客用家具、広告塔など
医院・歯科医院	各種医療機器(ベッド、手術台、X線装置、心電計、電気血圧計、脳波測定器、CTスキャン他)、各種キャビネットなど
工場	受・変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、動力用電気設備、貯水設備、作業用照明設備、福利厚生設備など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル(バックホー)、ホイローラー、コンクリートカッター、フォークリフト、ミキサー、ポンプ、ポータブル発電機など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、看板など
不動産貸付業	受・変電設備、中央監視制御装置、門・塀・緑化施設等の外溝工事、駐車場等の舗装および機械設備など
旅館・ホテル	厨房設備、客室備品、洗濯設備、ボイラー、製氷機、カラオケセット、接客用家具・備品、ステレオ、ピアノ等の楽器、放送設備など
パチンコ店・ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲーム機、両替機、玉貸機、立体駐車場およびその設備など
自動車整備業・ガソリン販売業	オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、タイヤチェンジャー、ジャッキ、コンプレッサー、洗車機、溶接機、地下槽、ガソリン計量機、照明設備、独立キャノピー、プレス、スチームクリーナー、充電器など

住宅の耐震改修工事で減額

固定資産税額の2分の1相当額

住宅の耐震改修工事を実施した場合、当該家屋の固定資産税額の2分の1相当額を減額します。

【減額される要件】

▽昭和57年1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)であること。

▽平成22年1月1日から平成27年12月31日までの間に、現行の耐震基準に適合させるために改修工事を行った住宅で、「耐震改修工事」の費用の合計が30万円以上であること。

【減額の期間】

・平成22年1月1日から平成24年12月31日までに改修工事が完了した年
 ・平成25年1月1日から平成27年12月31日までに改修工事が完了した年間

【減額の範囲】

工事完了の翌年度よりその家屋の固定資産税額(120㎡相当分まで)に限るの2分の1を減額

【減額の期間】
 改修工事が完了した期日より次のとおり減額されます。

【手続き】

改修工事が完了後3カ月以内に、地方公共団体・

市税の納付は納期限内に

市府民税第4期分)納期限は12月28日です

市税は、市民の暮らしやまじつくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。市税は、納期限内で取扱金融機関またはコン

建築士事務所に登録する建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関が発行した証明書と耐震改修工事の工事内容が記載された明細書・領収書(写し)を添付し申請してください。

「修」や「熱損失防止改修」を実施し、その改修が一定の条件に当てはまる場合、固定資産税が減額されます。ただし耐震改修軽減と併せて受けることはできません。

◆問い合わせ 資産税課

口座振替(自動払込)の
 利用を

口座振替を利用すると、納期限の日指定の口座から自動的に振替(払込)します。このため各税の納期ごとにならざるに納付することなく、納め忘れもありません。ただし預金残高不足

に振り替えます。
 口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込みがない場合あり)または納税課で行うことができます。なお振替は平成23年度分からです。

◆問い合わせ 納税課



くらしの税情報

パートや個人 請負等の税金

◆パートの収入は
 パート・アルバイト収入は、通常、給与所得となります。収入から給与所得控除額(最低65万円)を差し引いた残額が所得額となります。

所得額が31万5千円以下
 のとき、住民税は非課税となります。つまり年収が96万5千円以下で他に所得がない場合、住民税はかかりません。

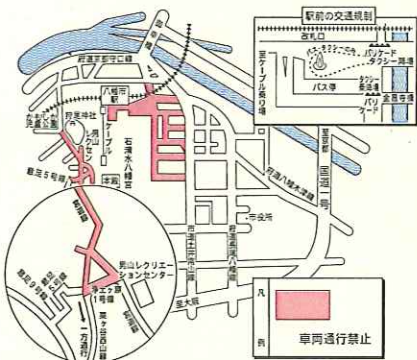
◆個人請負等の収入は
 個人請負形式による収入は事業所得または雑所得となり、収入から必要経費と差し引いた残りが所得額となります。ただし、次の①②のいずれにも当てはまる人は、必要経費が65万円に

パート収入(年間)	住民税	所得税
96万5千円以下	×	×
96万5千円超 103万円以下	○	×
103万円超	○	○

○:かかる ×:かからない

年末年始 交通規制のお知らせ

年末年始、交通規制(左図)が行われます。規制時間等は次のとおりです。



- ▽12月31日(午後10時)～1月1日(午前5時)
- ▽1月1日(午前8時～午後6時)
- ▽1月2日(午前9時～午後6時)
- ▽1月3日(午前9時～午後5時)
- ◆問い合わせ 八幡警察署交通課 ☎981-0110

市職員の給与等の状況



市の職員数や給与、特別職の報酬等の概要をお知らせします。市職員に支給される給与は、地方公務員法第24条の規定により、国および他の地方公共団体の給与等を考慮して市条例で定めています。なお、

ここでお知らせする給与等は、税金や各種保険料などを差し引く前の額で、いわゆる『手取り額』ではありません。

◆問い合わせ 人事課

職員の任免および職員数

◆職員の採用および退職の状況

(平成21年度)

採用者数		退職者数	
職種	採用者数	退職事由	退職者数
事務職	15人	定年退職	22人
技術職	0人	勤奨退職	15人
保健師	2人	普通退職	5人
消防職	1人	その他	3人
計	18人	計	45人

◆部門別職員数(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数
		平成21年	平成22年	
一般行政部門	議 会	6人	7人	1人
	総 務	79人	80人	1人
	税 務	30人	32人	2人
	労働	1人	1人	0人
	農林水産	7人	7人	0人
	商 工	4人	5人	1人
	土 木	34人	33人	△1人
	民 生	141人	141人	0人
	衛 生	68人	70人	2人
	小 計	370人	376人	6人
特別行政部門	教 育	95人	90人	△5人
	消 防	68人	68人	0人
	小 計	163人	158人	△5人
公営企業等会計部門	水 道	20人	20人	0人
	下 水 道	12人	12人	0人
	そ の 他	31人	31人	0人
	小 計	63人	63人	0人
合 計		596人	597人	1人

(注)職員数は一般職に属する職員数で、教育長を含みます。



職員の給与

◆人件費の状況(平成21年度普通会計決算)

住民基本台帳人口(22年3月31日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 20年度の人件費率
73,392人	23,774,030千円	372,944千円	6,417,254千円	27.0%	30.4%

(注)人件費は、職員に支払う給与のほか、市議会議員、各種委員に支払う報酬等も含みます。

◆職員給与費(平成22年度普通会計当初予算)

職員数 A	給 与 費			1人当たり給与費 B/A
	給 料	職員手当	期末・勤奨手当	
565人	2,379,461千円	492,536千円	917,193千円	6,707千円

(注)職員手当には扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職手当等があり、退職手当は含みません。

◆職員の年齢、給料月額および給与月額

(平成22年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	45.6歳	356,600円	433,945円
技能労務職	50.1歳	375,500円	432,893円

(注)①「一般行政職」とは、事務など職員構成比が一番高い職種(税務、水道、消防、保育園、幼稚園等を除く)で、「技能労務職」とは、調理、庁務、清掃等の職種です。

②「平均給料月額」は、各職種ごとの職員の基本給の平均額です。

③「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

◆職員の初任給(平成22年4月1日現在)

区分	初任給	2年後の給料
大 学 卒	172,200円	185,800円
高 校 卒	144,500円	155,700円

(注)初任給は、高校や大学を卒業してすぐに職員になった場合の給料の額です。

◆職員の経験年数別・学歴別平均給料月額

(平成22年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大 学 卒	248,667円	284,700円	336,700円
高 校 卒	214,600円	260,100円	297,400円

(注)「経験年数」とは、採用前の職務経験の換算年数と、職員としての在職年数の合計期間です。

◆一般行政職の級別職員数(平成22年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1年前構成比	5年前構成比
1級	主事・技師の職務	37人	12.2%	7.9%	5.9%
2級		25人	8.3%	5.5%	4.6%
3級	主査の職務	27人	8.9%	11.8%	14.1%
4級	係長、主任の職務またはこれに相当する職務	31人	10.2%	7.9%	4.6%
5級	課長補佐、係長の職務またはこれに相当する職務	106人	35.0%	42.3%	47.5%
6級	困難な業務を行う課長補佐	0人	-	-	-
7級	課長の職務またはこれに相当する職務	52人	17.1%	16.7%	14.8%
8級	部長の職務またはこれに相当する職務	25人	8.3%	7.9%	8.5%

(注)八幡市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

職員の手当

◆期末手当・勤奨手当

八幡市		国	
1人当たり平均支給額(21年度)		-	
1,968千円			
(21年度支給割合)		(21年度支給割合)	
期末手当	勤奨手当	期末手当	勤奨手当
2.75月分	1.4月分	2.75月分	1.4月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5%~15%		役職加算 5%~20%	
		管理職加算 10%~25%	

◆地域手当(平成22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)	231,571千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	402,033円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
八幡市	3%	576人	3%

(注)条例改正により、支給率を9%から3%に引き下げました。(平成22年4月1日施行)

◆特別職の報酬等

(平成22年4月1日現在)

区分	給料月額等
給料	市長 910千円 副市長 765千円
報酬	議長 550千円 副議長 500千円 議員 470千円
期末手当	(21年度支給割合) 3.1月分
退職手当	(算定方式) 市長 910千円×在職年数×550/100 副市長 765千円×在職年数×325/100



◆退職手当(平成22年4月1日現在)

八幡市			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 24,943千円					

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

◆その他の手当(平成22年4月1日現在)

手当名	内容および支給単価	支給実績(21年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	国の制度
扶養手当	○配偶者 13,000円 ○扶養親族1人 各6,500円 ○特定期間に係る加算金 各5,000円	71,260千円	230,615円	同じ
住居手当	○持家(世帯主のみ)1,000円 うち新築5年未経過3,000円 ※持家に係る手当は平成22年4月1日付で廃止 ○借家等 家賃月額12,000円超対象 支給限度額27,000円	19,618千円	63,902円	持家(世帯主のみ) 国制度なし 新築5年未経過 国2,500円支給 ※持家に係る手当は平成22年1月1日付で廃止
通勤手当	○交通機関利用者 通勤に要する運賃の6月定期相当額を一括支給 1月当たり55,000円が限度 ○交通用具使用者 自動車等を利用し、通勤距離が片道2km以上の場合に距離に応じて月額3,000円から30,500円を支給	36,134千円	92,889円	交通用具使用者 自動車等を使用し、通勤距離が片道2km以上の場合に距離に応じて月額2,000円から24,500円を支給
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に対し、職責に応じて支給 部長職 63,000円 部次長・参事 59,000円 課長職 44,500円 主幹 42,500円	51,667千円	511,554円	管理・監督の地位にある職員に対し、職責に応じて支給の特別調整額として、34,900円から139,300円を支給

第2期募集

市職員を募集します

市は、平成22年度八幡市職員採用試験(第2期)を実施します。市民本位で考え温かき有能な人を求めます。市民のために力を尽くしてみませんか。◆問い合わせ 人事課

1 試験職種、採用予定人数および受験資格

Table with columns: 職種 (調理員), 採用予定人数 (若干名), 受験資格 (1)昭和50年4月2日以降に生まれた人, (2)調理師免許取得後、学校や病院などの給食施設や飲食店等で5年以上飲食物の調理業務に従事した人, (3)学歴は問いません, (4)身体上、職務遂行に支障のない人

(注) 表の受験資格にかかわらず、次に該当する人は受験できません。
・成年被後見人または被保佐人(法改正の経過措置としての準禁治産者を含む)
・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
・八幡市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

2 試験の日時および場所

Table with columns: 区分, 月日, 時間(予定), 場所. 第1次試験(教養試験, 作文試験) on Dec 23, 第2次試験(面接試験) on Dec 13. Location: 市文化センター(八幡高畑5-3)

(注) 第1次試験日の受付は午後1時40分から1時55分までです。

3 試験の方法、内容等

Table with columns: 試験区分, 内容. 教養試験: 公務員として職務遂行に必要な一般的知識および知能等について筆記試験を行います。(多肢選択式45題)
作文試験: 規定課題による文章表現力をみる試験を行います。(採点は第2次試験で行います)
面接: 個別面接を行います。(同日に受験者1人につき2回行います)

4 受験申し込みの手続き

採用試験の申込書は、人事課、八幡市権・交流センター、有都交流センター、生活情報センター、生涯学習センター、各公民館で配布します。市ホームページからもダウンロードできます。

Table with columns: 受付期間, 受付場所, 提出書類, 注意事項. 受付期間: 平成22年12月2日(木)~12月10日(金)
受付場所: 八幡市役所2階人事課
提出書類: ①八幡市職員採用試験申込書, ②受験票、写真票(それぞれに縦4cm×横3cmの写真を貼付したもの), ③市指定の履歴書(縦4cm×横3cmの写真を貼付したもの), ④返信用封筒(定形235mm×120mm)1通(郵便番号、住所、氏名を明記し、240円分の切手を貼付したもの), ⑤調理師免許の写し
注意事項: ①郵送およびインターネットでの申し込みはできません。(持参に限り) ②ホームページからダウンロードした様式を使用される場合、用紙はA4とし、履歴書は両面印刷をしてください。...

(70歳未満の人)

Table 1: 自己負担額の計算にあたっての注意事項. Columns: 区分, 3回目まで, 4回目以降 ※2. 住民税 上位所得者 ※1: 150,000円+(医療費-500,000円)×1% = 83,400円

※1 国民健康保険料の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等が600万円を超える世帯。所得の申告をしていない場合も上位所得者とみなされます。
※2 過去12カ月間に1世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合。

(70歳以上75歳未満の人)

Table 2: 自己負担額の計算にあたっての注意事項. Columns: 区分, 外来(個人単位)A, 外来+入院(世帯単位)B. 住民税 課税世帯 現役並み所得者: 44,400円, 80,100円+(医療費-267,000円)×1% ※1

※1 過去12カ月間にAの限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降の自己負担限度額は44,400円。

国民健康保険の高額療養費制度

同じ月内の医療費の自己負担額が高額になったとき、申請して認められる自己負担限度額を超えた分が高額療養費として後から支給されます。70歳未満と70歳以上75歳未満では、限度額が異なります。
▽申請に必要なもの 保険証、領収書、印かん、口座番号がわかるもの。

70歳未満の人の場合

- 表1の自己負担額の計算にあたっての注意事項
① 暦月ごとの受診分(1日から末日まで)。
② 複数の医療機関を受診したと
③ 同じ医療機関でも内科などの別計算。
④ 同じ医療機関でも、入院と外来は別計算。
⑤ 入院時の食事代や保険がきかない差額ベッド代、文書料など

70歳以上75歳未満の人の場合

- 70歳以上75歳未満の人は、②の外来(個人単位)の限度額Aを適用後、入院と合算してBの限度額を適用します。入院の場合、窓口での支払いはBの限度額までとなります。
表2の自己負担額の計算にあたっての注意事項
① 暦月ごとの受診分(1日から末日まで)。
② 外来は個人ごとにとめますが、入院を含む自己負担額は世帯内の70歳以上75歳未満の人で合算して計算(後期高齢者医療制度に加入している人の受診分は除く)。
③ 病院・診療所・歯科の区別なく合算して計算。
④ 入院時の食事代や保険がきかない差額ベッド代、文書料などは計算対象外。
⑤ 同一世帯の70歳未満の国保被保険者に2万円1千円以上の自己負担額があった場合、合算対象となり、表1の限度額で計算。

●現役並みの所得者
同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。

70歳以上75歳未満の人の所得区分

ただし70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入合計が、2人以上で520万円未満、1人で383万円未満の場合は、申請により「一般」の区分と同様となります(高齢受給者証3割負担の人)。
●低所得者Ⅰ
同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の人(低所得者Ⅰ以外の人)。
●低所得者Ⅱ
同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得から必要経費と控除(年金所得は控除額を80万円として計算)を差し引くと0円となる人。
申請で窓口負担が自己負担限度額までになります
70歳未満の人が入院した場合、あらかじめ「限度額適用認定証」の交付を受けなければ、1つの医療機関で1カ月支払う窓口負担が表1の限度額までとなります。また70歳以上75歳未満で、住民税非課税世帯(低所得者Ⅰ・Ⅱ)の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができ、窓口負担が表2の限度額Bまでとなります。
ただし医療機関の窓口で認定証の提示がなければ、従来どおり、国保に高額療養費の支給手続きが必要になります。入院前に必ず国保の窓口で申請して、認定証の交付を受けてください。
▽申請に必要なもの 保険証、印かん、代理人が申請する場合に委任状と本人確認ができるもの(運転免許証など)。
◆問い合わせ 国保医療課